

◆◇◆ 第三者機関 ◆◇◆

プロフェッショナル・オートノミー確立に向けては、第三者機関の関与も検討に値するのではなかろうか。

本来、専門職が持つべき「倫理」とは、教科書的に「専門職と呼ばれるためには、トレーニングとライセンスの仕組みを持ち、自治警察機能を持つことで、過失を犯したメンバーを追い出すことが必要とされる」と考えられており、当然自主運営が重視される。

例えば、JIO 有限責任中間法人 日本矯正歯科協会は、「歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程」<http://www.jio.or.jp/html/offical/document/shokumu.pdf>を設け、自身の自覚・自律、および会員間の相互監視により、「専門職としての倫理」を醸成し、もって歯科医師自治の確立を図っている。

しかし、たとえば不祥事を起こした会員を除名処分にしない現在の日本歯科医師会のような運営になっては自浄作用も期待できない。そのため、あらかじめ権限を持って外部監視をする第三者機関の関与が検討されうるべきと考える。

では、どんな外部監視機関が考えられるであろうか。「歯科医療」を取り巻く環境を検討してみると、「歯科医師免許」は厚生労働大臣、「保険医登録」は都道府県知事、「保険医の各種届出義務」は都道府県社会保険事務局、「診療所等の監視」は都道府県保健所と、関係機関は複数あれど縦割り行政の弊害で、どこかで一元的な管理ができるとはいいたい状態である。また現在、歯科医師の処分に関しては「医道審議会」があるが、これは、警察等からの情報に基づき、社会的犯罪行為を犯した保険医の処分を検討する第三者機関である。しかし、あくまでも過失事故や犯罪に関する行政処分であり、プロフェッショナル・オートノミーとは一線を画すと思われる。

そこで、提案したいのが「患者組織による外部監視」である。

近年歯科では、セルフケア・予防によりコントロール可能な慢性の疾病や、QOL・アメニティに分類される治療が主のため、患者間での情報の共有が少なく、そのため「歯科医療者優位」の対患者パターンリズムに陥りやすく、それでは歯科医療者の独善が働く余地が大きいのも事実である。そのため、患者のための最善の医療、および社会全体にとって最善の医療という 2 つの目的を実現するためのプロフェッショナル・オートノミーの確立には、「医療情報」管理と同様の、すなわち、

①プロフェッショナル・オートノミーに関するルールを明確に定め（透明性確保の原則）、

②明確になったルールが遵守され、違反を発見しやすくし（コンプライアンス確保の原則）、

③かつ故意の違反があった場合には厳しく制裁する（制裁確保の原則）

という 3 つの条件を備えた仕組みを作り、かつこれを「患者(団体)」自身に監視を委ねる(任せてしまう)という「医療者」の意識改革をあわせた「外部監視」第三者機関の設立はどうであろう。

(参考)

- ・ 糸和彦のメモログ http://sleep.cocolog-nifty.com/blog/2007/10/post_53de.html
- ・ 第1回医道審議会 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/0101/txt/s0126-1.txt>
- ・ 2004年世界医師会東京総会 WMA GENERAL ASSEMBLY TOKYO 2004
<http://www.komori.or.jp/WMA%20general%20assembly%20tokyo%202004.htm>

February20, 2008 / Sao wrote